

令和元年度

防火設備定期検査報告実務講習会のご案内

日頃より当センターの定期報告業務に多大なご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法により、国及び特定行政庁が指定した建築物にある、火災時に煙や熱を感知して閉鎖する防火設備（防火扉、防火シャッター等）は、所有者等が定期に一級・二級建築士または防火設備検査員に検査させて、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられました。  
当センターでは、東京都内における防火設備定期検査報告の実務について周知を図るため、東京都並びに関係諸団体のご協力を得て、防火設備定期検査報告実務講習会を開催することといたしました。今後の業務をより円滑に進めるため是非ご参加ください。

主催 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター  
後援  
東京都都市整備局  
一般財団法人 日本建築防災協会  
一般社団法人 日本シャッター・ドア協会  
一般社団法人 東京都建築士事務所協会  
一般社団法人 東京建築士会  
一般社団法人 東京建設業協会  
一般社団法人 東京都昇降機安全協議会

1 開催日時・会場・定員

|       | 開催日時                   | 会場                                                | 定員            | 時間                     |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------|---------------|------------------------|
| 第 1 回 | 令和元年 8 月 23 日<br>(金曜日) | 渋谷区立<br>商工会館・消費者センター<br>2 階大研修室<br>(渋谷区渋谷 1-12-5) | 各回とも<br>210 名 | 受付開始 13:00             |
| 第 2 回 | 令和元年 8 月 27 日<br>(火曜日) |                                                   |               | 開 会 13:30<br>閉 会 16:00 |

2 プログラム

- ① 東京都における防火設備定期検査報告制度について
- ② 防火設備定期検査実務について
- ③ 報告書提出に関する留意点について

3 受講料

無料（ただし当日、説明資料代として1,000円を会場内受付でお支払い頂きます。）

4 講習会テキスト

説明資料を当日配布いたします。  
「防火設備定期検査業務基準」をお持ちいただく必要はありません。

5 申込方法

裏面の参加申込書にお名前等をご記入の上、FAXで当センターにお送りください。  
受付後、受講票をFAX致しますので、当日ご持参ください。

6 申込・問合せ先

〒150-8503 東京都渋谷区渋谷 2-17-5 シブギ 渋谷ビル 8 階  
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 防火設備課  
FAX 03-5466-2661 TEL 03-5466-4031

7 申込期間

令和元年 7 月 1 日（月） から 令和元年 7 月 31 日（水）まで  
（※先着順、定員になり次第締め切らせていただきます。）